

【経験者講習会のお知らせ】

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり実施する。

令和7年1月14日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定する者を対象とする講習（以下「経験者講習」という。）

2 講習実施日時、講習場所及び受講定員

講習実施場所	講習実施日	講習実施時間	各開催日毎の 受講定員
那覇警察署	令和7年2月19日(水曜日) 令和7年4月16日(水曜日) 令和7年6月18日(水曜日) 令和7年8月20日(水曜日) 令和7年10月15日(水曜日) 令和7年12月17日(水曜日)	午後2時～午後5時	10名
豊見城警察署	令和7年1月23日(木曜日) 令和7年3月13日(木曜日) 令和7年5月15日(木曜日) 令和7年7月17日(木曜日) 令和7年9月18日(木曜日) 令和7年11月20日(木曜日)	午後2時～午後5時	5名
糸満警察署	令和7年2月13日(木曜日) 令和7年4月11日(金曜日) 令和7年6月19日(木曜日) 令和7年8月14日(木曜日) 令和7年10月22日(水曜日) 令和7年12月5日(金曜日)	午後2時～午後5時	5名
与那原警察署	令和7年1月23日(木曜日) 令和7年3月21日(金曜日) 令和7年5月15日(木曜日) 令和7年7月17日(木曜日) 令和7年9月18日(木曜日) 令和7年11月20日(木曜日)	午後2時～午後5時	5名
浦添警察署	令和7年1月22日(水曜日) 令和7年3月19日(水曜日) 令和7年5月21日(水曜日) 令和7年7月16日(水曜日) 令和7年9月17日(水曜日)	午後2時～午後5時	5名

	令和7年11月19日(水曜日)		
宜野湾警察署	令和7年2月13日(木曜日) 令和7年4月17日(木曜日) 令和7年6月19日(木曜日) 令和7年8月14日(木曜日) 令和7年10月16日(木曜日) 令和7年12月18日(木曜日)	午後2時～午後5時	4名
沖縄警察署	令和7年1月22日(水曜日) 令和7年3月19日(水曜日) 令和7年5月21日(水曜日) 令和7年7月16日(水曜日) 令和7年9月17日(水曜日) 令和7年11月19日(水曜日)	午後2時～午後5時	5名
嘉手納警察署	令和7年2月5日(水曜日) 令和7年4月2日(水曜日) 令和7年6月4日(水曜日) 令和7年8月6日(水曜日) 令和7年10月1日(水曜日) 令和7年12月3日(水曜日)	午後2時～午後5時	5名
うるま警察署	令和7年2月12日(水曜日) 令和7年4月9日(水曜日) 令和7年6月11日(水曜日) 令和7年8月13日(水曜日) 令和7年10月8日(水曜日) 令和7年12月10日(水曜日)	午後2時～午後5時	5名
石川警察署	令和7年2月12日(水曜日) 令和7年4月16日(水曜日) 令和7年6月18日(水曜日) 令和7年8月13日(水曜日) 令和7年10月8日(水曜日) 令和7年12月10日(水曜日)	午後2時～午後5時	5名
名護警察署	令和7年1月17日(金曜日) 令和7年3月21日(金曜日) 令和7年5月16日(金曜日) 令和7年7月18日(金曜日) 令和7年9月19日(金曜日) 令和7年11月21日(金曜日)	午後1時30分 ～ 午後4時30分	10名
本部警察署	令和7年2月12日(水曜日) 令和7年4月16日(水曜日) 令和7年6月11日(水曜日) 令和7年8月13日(水曜日) 令和7年10月15日(水曜日) 令和7年12月17日(水曜日)	午後2時～午後5時	5名

宮古島警察署	令和7年2月12日(水曜日) 令和7年4月16日(水曜日) 令和7年6月18日(水曜日) 令和7年8月13日(水曜日) 令和7年10月15日(水曜日) 令和7年12月10日(水曜日)	午後2時～午後5時	5名
八重山警察署	令和7年1月23日(木曜日) 令和7年3月19日(水曜日) 令和7年5月15日(木曜日) 令和7年7月17日(木曜日) 令和7年9月18日(木曜日) 令和7年11月20日(木曜日)	午後2時～午後5時	10名

3 受講申込みに必要な書類

- (1) 猟銃等講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。） 1通
- (2) 講習受講手数料（3,000円分の沖縄県証紙）を貼付した納付書 1通
- (3) 法第5条の2第3項第2号に掲げる者については、災害等に起因するやむを得ない事情により現に所持許可を受けていた猟銃等を亡失等した事情及び当該事情がやんだ日から1月を経過していないことを明らかにした書類
- (4) 法第5条の2第3項第3号に掲げる者については、やむを得ない事情により許可の更新を受けることができなかった事情及び当該事情がやんだ日から1月を経過していないことを明らかにした書類
- (5) 郵送による申込みの場合は、上記(1)から(4)のほか、テキスト等を簡易書留により郵送するために必要な郵便切手が貼付された返信用封筒（角形2号・受取人の住所及び氏名を記載）
- (6) 代理人による申込みの場合は、上記(1)から(4)の他、申請者が作成した委任状

4 受講申込手続等

- (1) 電話による受講予約

電話による受講予約ができる者は受講希望者本人に限るものとし、講習実施日の5日前までの平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後4時までの間に、住所地を管轄する警察署生活安全（刑事）課（係）へ電話により受講予約すること。

- (2) 必要書類の提出

講習実施日の5日前までの平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後4時までの間に、住所地を管轄する警察署の生活安全（刑事）課（係）へ必要書類を提出（郵送による申込みの場合は到達）すること。

代理人による申込みの場合は、必要書類の提出時に担当職員に代理人の身分証明書を提示すること。

なお、電話予約者等の受講希望者が受講定員に達した場合は、受付を締め切ることがある。

- (3) 沖縄県証紙により納付した講習受講手数料は、還付しない。

5 その他

- (1) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習当日は、受講時間の30分前から10分前までの間に、講習会場で受講手続を終えること。
- (3) 受講についての問合せ先

住所地を管轄する以下の警察署の生活安全（刑事）課（係）又は、沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110（内線3034、3035）

問合せ先	所在地	郵便番号	加入電話
那覇警察署 生活安全課	那覇市与儀1丁目2番9号	902-0076	098-836-0110
豊見城警察署 生活安全課	豊見城市字瀬長17番地8	901-0233	098-850-0110
糸満警察署 生活安全課	糸満市字糸満1736番地6	901-0361	098-995-0110
与那原警察署 生活安全課	与那原町字与那原3085番地	901-1303	098-945-0110
浦添警察署 生活安全課	浦添市仲間2丁目51番1号	901-2103	098-875-0110
宜野湾警察署 生活安全課	宜野湾市真志喜2丁目1番3号	901-2224	098-898-0110
沖縄警察署 生活安全課	沖縄市山里2丁目4番20号	904-0033	098-932-0110
嘉手納警察署 生活安全課	嘉手納町字嘉手納560番地	904-0203	098-956-0110
うるま警察署 生活安全課	うるま市字大田100番地	904-2224	098-973-0110
石川警察署 生活安全課	うるま市石川東山本町1丁目1番1号	904-1101	098-964-4110
名護警察署 生活安全課	名護市東江5丁目21番9号	905-0021	0980-52-0110
本部警察署 生活安全刑事課	本部町字大浜850番地1	905-0212	0980-47-4110
宮古島警察署 生活安全課	宮古島市平良字西里1092番地1	906-0012	0980-72-0110
八重山警察署 生活安全課	石垣市字登野城894番地1	907-0004	0980-82-0110

※ 郵送により提出する際の宛先は、警察署名及び課名を記入すること。

※ 投函する際には、送付先警察署の住所を確認すること。